平成２０年（フ）第７１８号
大分市大字野津原2986番地の47
破産者　河野　和好
1　決定年月日　平成23年12月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第１１２号
秋田市横森１丁目17番５号　カントリーマツモト205号
破産者　千葉　光子
1　決定年月日　平成23年12月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２８５号
横浜市青葉区もえぎ野22番地２　第９もえぎ野ハイツ205、開始決定時の住所横浜市青葉区鴨志田町806番地19
破産者　櫻庭　　實
1　決定年月日　平成23年12月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１６０８号
横浜市瀬谷区二ツ橋町78番地19
破産者　一川　　登
1　決定年月日　平成23年12月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２４０号
富山市下新本町７番49号
破産者　水島　　眞
1　決定年月日　平成23年12月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第７１号
富山市八幡1025番地６
破産者　きたがわ装飾こと　北川　孝志
1　決定年月日　平成23年12月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３３号
愛知県豊橋市東小田原町40番地１、不動産登記簿上の住所愛知県豊橋市東赤沢町字竜下168番地の５
破産者　松井　　清
1　決定年月日　平成23年12月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第５０号
和歌山県日高郡日高町大字荊木52番地の１
破産者　濵口　　泰
1　決定年月日　平成23年12月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２３年（フ）第９３号
宮崎県西都市妻町３丁目８番地
破産者　小脇　利行
1　決定年月日　平成23年12月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１４２５号
岐阜県可児市長坂１丁目153番地
破産者　川口　俊文
1　決定年月日　平成23年12月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４４６号
茨城県水戸市鯉淵町3457番地
破産者　奥ノ谷庄造
1　決定年月日　平成23年12月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第５３６号
茨城県水戸市柳町２丁目４番１号
破産者　竹内あゆみ
1　決定年月日　平成23年12月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第７６号
茨城県鉾田市梶山2047番地
破産者　田口　正人
1　決定年月日　平成23年12月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第２９０号
青森県弘前市大字三世寺字鳴瀬150番地
破産者　工藤　廣子
1　決定年月日　平成23年12月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第１８９２号
埼玉県南埼玉郡宮代町大字和戸2103番地359、破産手続開始決定時の住所埼玉県久喜市桜田１丁目32番１
破産者　木村　益博
1　決定年月日　平成23年12月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第７１２号
埼玉県戸田市南町４番10―101号
破産者　武知　正雄
1　決定年月日　平成23年12月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第８０７０号
大阪府高槻市大和２丁目７－２、開始決定時の住所大阪府高槻市奈佐原１丁目７番３号
破産者　林　　一郎
1　決定年月日　平成23年12月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２０９１号
大阪市平野区喜連２丁目５番45号　アーバンルネッサンス302
破産者　西丸　建行
1　決定年月日　平成23年12月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

第明治三十二種郵便物認可